

燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみは肝属地区清掃センター（申良町下小原）

●開設日

持ち込みできる日	月～土曜日・第3日曜日 ※祝日も持ち込めます。
持ち込みができる時間	8時30分～12時 13時～16時30分
持ち込みできない日	第3日曜日以外の日曜日・ 12月31日～1月3日

●ごみ処理手数料

	100 kg未満	100 kg以上
家庭ごみ	300円	100 kgごとに 300円追加
事業系ごみ	600円	100 kgごとに 600円追加

●持ち込みができるごみ

- 燃やせるごみ
- 燃やせないごみ
- 粗大ごみ ※可燃性＝タンス、机、カーペット、本立て、布団 など
※不燃性＝物干し竿、ソファ、ブラインド、大型ストーブ、スチール本棚 など

●持ち込みができないごみ

- 産業廃棄物・処理困難物（コンクリート廃材、スレート、廃木材、スプリング入りマットレス、タイヤ など）
※各自で取扱業者に持ち込むか、産業廃棄物処理許可業者へ依頼してください。
- 資源物
※市清掃センター（下高隈町）に持ち込んでください。
- リサイクル対象品（家電4品目〈テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン〉、パソコン、自動二輪車）
※処分方法については、市生活環境課（☎0994-31-1115）又は各総合支所市民生活課までお問い合わせください。

●持ち込み方法

「一般廃棄物搬入申出書」を、肝属地区清掃センターの受付に提出してください。
※住所確認のため、免許証などの提示が求められます。
※「一般廃棄物搬入申出書」は、市生活環境課、各総合支所などに置いてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

●持ち込む際の留意事項

- 燃やせるごみ・燃やせないごみは、有料指定ごみ袋に入れる必要はありません。
- 粗大ごみは、可燃性と不燃性に分別してから持ち込んでください。
- 市では、粗大ごみの収集は行いません。自分で持ち込むか収集運搬許可業者に依頼してください。

【問い合わせ】 肝属地区清掃センター ☎0994-63-0168



資源物は市清掃センター（下高隈町）

●開設日

持ち込みできる日	月～土曜日（土曜日は祝日も可）
持ち込みができる時間	8時30分～12時・13時～16時30分
持ち込みできない日	日・祝日・12月31日～1月3日

●持ち込みができる資源物

新聞・チラシ、ダンボール、雑誌類、紙パック、空きびん、ペットボトル、古繊維類、空き缶、金属類、プラスチック製容器包装、蛍光管・乾電池 など

●持ち込む際の留意事項

- 住所確認のため、免許証などの提示が求められます。
- 資源物は正しく分別し、種類別に分けて持ち込んでください。
- ※ごみ処理手数料は、必要ありません。

【問い合わせ】 市清掃センター ☎0994-45-2900



申良町下小原に完成した肝属地区清掃センターが、4月1日から本格稼働し、市内全域のごみ（家庭及び事業系）の持ち込みができるようになります。
また、資源物については、同センターでは受け入れられませんので、下高隈町の市清掃センターに持ち込む（手数料は必要ありません）こととなります。
持ち込み方法など詳しくは、P13をご覧ください。
※ごみを直接持ち込むには、「ごみ処理手数料」が必要です。
粗大ごみ以外は、できるだけ「ごみステーション」に出すようにしてください。



ごみの分別方法についての重要なお願い

肝属地区清掃センターの本格稼働に合わせ、ごみの分別ルールが統一されます。特に、鹿屋・申良地区において下記のごみは、これまで「燃やせないごみ」だったものが、1月から「燃やせるごみ」になりました（輝北地区は4月から）ので、分別の際は、ご注意ください。

①ビニール製品	②プラマーク「♻」のないプラスチック製品	③プラマーク「♻」のあるプラスチック製品できれいにできないもの
ビニール手袋	プラスチックハンガー	プラスチック製カップ
		使ったラップ



また、スプレー缶やガスボンベ缶は、必ず2～3箇所以上穴を開けて、資源物（新聞・チラシ、雑誌類、ペットボトル、金属類など）として出してください。
「鹿屋市ごみ分別一覧表」を各家庭に配布してありますので、参考にしていただき、ごみの分別にご協力ください。

【問い合わせ】 市生活環境課 ☎0994-31-1115
各総合支所市民生活課